

議案第11号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.8」を「100分の5.9」に改める。

第6条中「2万1,800円」を「2万5,700円」に改める。

第7条中「100分の1.8」を「100分の2.1」に改める。

第8条の2中「1万3,400円」を「1万4,300円」に改める。

第9条中「100分の1.2」を「100分の1.5」に改める。

第9条の2中「1万3,700円」を「1万4,700円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万5,260円」を「1万7,990円」に改め、同号イ中「9,380円」を「1万10円」に改め、同号ウ中「9,590円」を「1万290円」に改め、同項第2号ア中「1万900円」を「1万2,850円」に改め、同号イ中「6,700円」を「7,150円」に改め、同号ウ中「6,850円」を「7,350円」に改め、同項第3号ア中「4,360円」を「5,140円」に改め、同号イ中「2,680円」を「2,860円」に改め、同号ウ中「2,740円」を「2,940円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,270円」を「3,855円」に改め、同号イ中「5,450円」を「6,425円」に改め、同号ウ中「8,720円」を「1万280円」に改め、同号エ中「1万900円」を「1万2,850円」に改め、同項第2号ア中「2,010円」を「2,145円」に改め、同号イ中「3,350円」を「3,575円」に改め、同号ウ中「5,360円」を「5,720円」に改め、同号エ中「6,700円」を「7,150円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

本市の国民健康保険特別会計の財政運営状況や国が策定した「保険料水準統一加速化プラン」により、近い将来の保険料水準統一が求められていることから、令和7年度の税率等を改定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例(平成18年つくばみらい市条例第71号)新旧対照表

改正案	現行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の5.9</u> を乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の5.8</u> を乗じて算定する。
2 (略)	2 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万5,700円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万1,800円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.1</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額)	第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.8</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額)
第8条の2 第3条第3項の均等割額は、被保険者1人について <u>1万4,300円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	第8条の2 第3条第3項の均等割額は、被保険者1人について <u>1万3,400円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る	第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る

基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公

基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公

的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万7,990円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万10円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万290円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万5,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,380円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,590円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,150円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,140円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,700円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,850円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世

	帶主を除く。)1人について <u>2,860円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,940円</u>	帶主を除く。)1人について <u>2,680円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,740円</u>
2	国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,855円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,425円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万280円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万2,850円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,145円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,575円</u>	2. 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,270円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,450円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万900円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,010円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,350円</u>

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,150円

3 (略)

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,700円

3 (略)